## 新たな省令案のポイント

## ■省令の対象範囲:犬猫を取り扱う事業者全般

- 販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあっせん業、譲受飼養業
- 第1種事業者(営利)に限らず、譲渡団体等の第2種事業者(非営利)にも準用
- ・大猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進める。
- ■併せて、以下の点を説明する「基準の解説書(仮称)」を策定する。
- ① 基準を満たす状態(満たさない状態)の例示
- ② 基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値
- ③ 基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の考え方 等

## ■自治体の取組の支援の充実

- ・レッドカード基準として、速やかに勧告、命令、取消し、罰則適用が行えるものにする。
- 自治体の迅速な対応を支える相談窓口を設置する。

## ■経過措置の検討

- ・環境省、関係行政機関、第1種・第2種事業者等の連携を図り、<u>基準の適用に伴う遺棄、殺処分、不適正</u> 飼養等を生じさせないよう、繁殖を引退した犬猫や保護犬猫の譲渡が促進される環境づくりを進める。
- ・飼養環境の改善を図るとともに、これらの環境づくりを進めるための期間も考慮し、<u>飼養設備の規模、従業者の員数、繁殖に係る基準については、経過措置について検討</u>する。

## ■国民的な議論の推進

・譲渡促進の観点から、できる限り<u>早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進</u>するための議論の場を 設置することが必要。また、<u>犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方について、今後、幅広い視点か</u> ら国民的な議論を進めていくことが必要。

#### 【新規省令】

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

#### 第一条 (定義)

- 第二条 (第一種動物取扱業者が取り扱う動物の 管理の方法等の基準)
  - 一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の 構造及び規模並びに当該設備の管理に関する 事項
  - 二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員 数に関する事項
  - 三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項
  - 四 動物の疾病等に係る措置に関する事項
  - 五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項
  - 六 動物を繁殖の用に供することができる回数、 繁殖の用に供することができる動物の選定そ の他の動物の繁殖の方法に関する事項
  - 七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必 要な事項

### 第三条 (第二種動物取扱業者が取り扱う動物の 管理の方法等の基準)

一~七 同上 ※構造は第一種事業者と同様。

【現行省令】

# 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第1号)

#### (第一動物取扱業者の遵守基準)

第8条 【削除】

 $-\sim+$ 

十一 環境大臣が定める細目

#### (第二種動物取扱業者の遵守基準)

第10条の9 【削除】

 $-\sim \equiv$ 

四 環境大臣が定める細目

第一種動物取扱業者が遵守すべき 動物の管理の方法等の細目 【廃止】 (平成18年環境省告示第20号)

第一条 (用語)

第二条 (飼養施設の管理)

第三条(設備の構造及び規模)

第四条 (設備の管理)

第五条(動物の管理)

- ✓ 職員数
- ✓ 環境管理
- ✓ 疾病措置
- / 展示・輸送
- ✓ 繁殖

第二種動物取扱業者が遵守すべき 動物の管理の方法等の細目【廃止】 (平成25年環境省告示第47号)

第一条 (用語)

第二条 (飼養施設の管理)

第三条 (設備の構造及び規模)

第四条 (設備の管理)

第五条 (動物の管理)

- ✓ 職員数
- ✓ 環境管理
- ✓ 疾病措置
- ✓ 展示・輸送
- ✓ 繁殖

附則 (経過措置)

> 上記のほか、飼養施設(設備)及び従業者の員数に係る基準については、第一種動物取扱業の登録基準にも準用規定を規定するため、現行の施行規則(第3条)を改正する。